

7 農業後継者となったとき

◎鹿屋市農業後継者就農支援事業

助成の対象者は？	①鹿屋市内に住所を有していること ②下記のいずれかに該当すること ・親（3親等以内の親族含む）の経営を継承した方 ・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方 ・農業法人の役員、又は役員の3親等内の方 ・令和2年4月1日以後に本市に転入した方で、市内で5年以上農業に従事することを確約した方（新規学卒者を除く） ③継承時の年齢が50歳以下であること
助成の内容は？	農業後継者が農業用機械や施設整備に要する経費を助成対象経費の3/10以内（50万円上限）
助成の要件は？	・家族経営協定を事前申請前までに締結していること ・農業次世代人材投資資金を受給していないこと ・市税の滞納がないこと など
申請に必要なものは？	・事業計画書 ・対象経費の内容を確認できる書類（見積書、カタログ等） ・家族経営協定書（法人の場合は経営継承に関する確約書等） ・滞納なし証明書 など
申請の時期は？	毎年5月頃から随時（ただし、予算上限となるまで）
問合せ・窓口は？	農政課担い手育成係 （市役所本庁舎2階） TEL：31-1183